



審査した案件と結果

知事提出の議案

- ・予算 2件(可決)
- ・条例 9件(可決)
- ・事件 2件(可決)
- ・人事 1件(可決)
- ・認定 3件(継続審査)

議員等提出の案件

- ・議員派遣 3件(可決)
- ・意見書 3件(可決)
- ・決議 1件(可決)

請願

- ・請願 1件(採択)

可決された意見書

- キャッシュレス社会の実現を求める意見書
- 私学助成の充実強化等に関する意見書
- 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

可決された決議

- 改正健康増進法の円滑な施行の推進を求める決議

採択された請願

- 改正健康増進法の円滑な施行を推進するための県議会決議についての請願書

常任委員会

◆総務委員会 委員長/大場 博文

【質問】長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例に関し、条例改正の施行日を来年1月1日にしており、その経緯と今後のスケジュールはどうなっているのか。また県民に対する周知の方法は。

【答弁】罰則を伴う条例改正であり、県民の日常生活に影響を及ぼす内容を含んでいることから、十分な周知期間が必要であるとともに、警察職員に対しての教養指導にも期間を要することから来年の1月1日とした。県民に対する周知に関しては、県警のホームページに掲載するとともに、各種キャンペーン等を通じ、様々な機会を捉えて周知していかたい。

【主な論議事項】外国人旅行者への対策について／オリエンタルエアブリッジの新規路線について／運転免許証自主返納者に対する支援の充実について 等

◆文教厚生委員会 委員長/近藤 智昭

【質問】高齢者等見守り活動に関する民間事業者との協定締結について、本県では昨年度より、県内で広域に活動している民間事業者と協定書を締結し、高齢者等の見守りを実施しているところであるが、相談件数等の実績をどのように把握しているのか。

【答弁】見守り事業者が異変を発見した場合は、市町へ報告する協定内容となっている。県は、見守り事業者、関係団体、市町と構成する長崎県見守りネットワーク協議会において、見守り事業者がどのような活動を行っているのか報告いただいている。しかし、見守り事業者から市町へ報告された実績は把握できていないため、今後は把握に努めたい。

【主な論議事項】全国学力・学習状況調査の結果について／保育士の確保について 等

◆環境生活委員会 委員長/里脇 清隆

【質問】本年は豪雨災害等で各地に大きな被害が出ているが、昭和57年の長崎大水害を経験した長崎県として、防災対策にどのように取り組んでいるか。

【答弁】河川関係については「長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会」で、ハード、ソフトの取組についての議論を進めており、水位情報周知河川において、浸水想定区域図や、ハザードマップ等を作成し、関係機関と情報を共有している。土砂災害関係においても、7月豪雨での広島県の被害の教訓等を踏まえ、地元の実態に則した避難方法・情報提供等を検討していかたい。

【主な論議事項】住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅について／汚水処理人口普及率について／性的な少数者対策について／バス事業以外の収入について 等

◆農水経済委員会 委員長/山口 経正

【質問】アサリ増養殖手法の実証と餌料環境改善手法の検討調査業務に關し、実証と検討調査の具体的な内容は、どのようなものか。また、今後、この事業の成果をどのように活用していくのか。

【答弁】主な内容は、網袋式養殖の実証やへいの死の原因特定、成長を促す餌料環境改善手法の検討調査である。網袋式養殖手法によるアサリの増殖技術がある程度成果をみせてきているので、これを現場に伝え、生産性の向上につなげていきたい。

【主な論議事項】新産業への取組について／シルバー人材センターについて／有明漁業協同組合の現状と今後の対応について／ながさ木・なごみの街づくり事業について／畜産クラスター事業について 等

◆予算決算委員会 委員長/高比良 元

【質問】消費者行政活性化事業費に關し、具体的にはどのような事業を展開するのか。

【答弁】県においては、民法改正に伴う成年年齢引き下げにより、若年者の消費者被害の増加が懸念されることから、市町や学校と連携し、消費者教育を推進するための環境整備を行なうほか、市町においては、相談員の研修受講や、啓発物資の作成等に活用するものである。

【主な論議事項】地域子供の未来応援交付金事業費について／洋上風力発電関連事業創出促進事業費について 等

お知らせ

インターネット中継

インターネットを利用した県議会中継(生・録画中継)を実施しています。

ホームページ・会議録

長崎県議会 検索 会議録全文を掲載しています。
【掲載内容】平成8年2月～30年6月定例会の本会議・常任委員会
○平成24年4月～30年7月分の特別委員会
○本会議・委員会は原則としていつでも聴取できます。
○次回の定期会は、11月27日に開催される予定です。

テレビ放送

平成30年9月定例会の様子をまとめた「県議会リポート」を放送します。
○平成30年10月27日(土) 15:00～15:30
NCC長崎文化放送

平成30年9月定例会にて活発な論議が交わされました！

【質問】長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例に関し、条例改正の施行日を来年1月1日にしており、その経緯と今後のスケジュールはどうなっているのか。また県民に対する周知の方法は。

【答弁】罰則を伴う条例改正であり、県民の日常生活に影響を及ぼす内容を含んでいることから、十分な周知期間が必要であるとともに、警察職員に対しての教養指導にも期間を要することから来年の1月1日とした。県民に対する周知に関しては、県警のホームページに掲載するとともに、各種キャンペーン等を通じ、様々な機会を捉えて周知していかたい。

【主な論議事項】外国人旅行者への対策について／オリエンタルエアブリッジの新規路線について／運転免許証自主返納者に対する支援の充実について 等

【質問】長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例に関し、条例改正の施行日を来年1月1日にしており、その経緯と今後のスケジュールはどうなっているのか。また県民に対する周知の方法は。

【答弁】罰則を伴う条例改正であり、県民の日常生活に影響を及ぼす内容を含んでいることから、十分な周知期間が必要であるとともに、警察職員に対しての教養指導にも期間を要することから来年の1月1日とした。県民に対する周知に関しては、県警のホームページに掲載するとともに、各種キャンペーン等を通じ、様々な機会を捉えて周知していかたい。

【質問】長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例に関し、条例改正の施行日を来年1月1日にしており、その経緯と今後のスケジュールはどうなっているのか。また県民に対する周知の方法は。

【答弁】罰則を伴う条例改正であり、県民の日常生活に影響を及ぼす内容を含んでいることから、十分な周知期間が必要であるとともに、警察職員に対しての教養指導にも期間を要することから来年の1月1日とした。県民に対する周知に関しては、県警のホームページ